

## 一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 令和4年3月2日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)  
一般事業主の氏名又は名称ここくせいこうかぶしきがいしゃ  
湖国精工株式会社(ふりがな)  
(法人の場合) 代表者の氏名いそだ ゆうすけ  
代表取締役社長 磯田雄祐住 所 〒520-0833  
大津市晴嵐2丁目3番13号

電 話 番 号 077-537-2168

一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

1. 常時雇用する労働者の数 104人  
 　　男性労働者の数 81人  
 　　女性労働者の数 23人
2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日 令和4年2月18日
3. 変更した場合の変更内容  
 　① 一般事業主行動計画の計画期間  
 　② 目標又は女性活躍推進対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）  
 　③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・令和4年4月1日～令和7年4月31日
5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法  
 　① 事業所内の見やすい場所への掲示  
 　② 書面の交付  
 　③ 電子メールの送信  
 　④ 他の周知方法  
 　( ) )
6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法  
 　① インターネットの利用（女性の活躍推進企業データベース／自社のホームページ／その他（ ））  
 　② その他の公表方法  
 　( ) )
7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法  
 　① インターネットの利用（女性の活躍推進企業データベース／自社のホームページ／その他（ ））  
 　② その他の公表方法  
 　( ) )
8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況  
 　(1) 基礎項目の状況把握・分析の実施 (済)  
 　(2) 選択項目の状況把握・分析の実施（把握した場合、その代表的なもののみを記載）  
 　（男女比率が常用で女性28%であるが正社員で捉えると19%とアンバランス  
 　まずは採用で20%を超過させたい）

一般事業主行動計画の担当部局名	管理部総務課
(ふりがな) 担当者の氏名	にしむら ひろし 西村 寛志

## 女性活躍推進行動計画

湖国精工株式会社

特に若年・中堅層の安定した勤務を保ち、仕事と生活の調和を男女共にバランスよく維持するために、一層の社員男女構成比のリバランスを図る必要がある。次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

- 課題
1. 層の低年齢化もあり職制への興味や後輩への繋ぎが弱くなる中、中核業務の女性職制が居なくなり、目標喪失や今後の候補醸成にも影響あり
  2. 男女構成比が概ね20%超を維持してきたが、昨今特に正社員女性の割合が19%と低下傾向になりだし、部署での偏りや意識醸成にも影響懸念

(① 1 職階)

目標1：女性職制候補の醸成

<対策>

- 令和4年4月～ 候補者に対し、新規の取組業務を基に、トップOJTを進め、考え方やマネージメントの知見を増やす。
- 令和6年～7年 女性職制の発令を目指す。

(① 採用イ/配置ア)

目標2：まずは、正社員女性比率19%を20%以上にする。

<対策>

- 令和4年4月～ 新卒採用において、また中途採用においても女性社員の積極採用を進める。
- 令和4年4月～ 女性も多数活躍する職場として就職フェア等でもPRを行う。
- 令和4年8月～ 高卒応募者でも女性の働く姿を直に見てもらえるよう就職指導教諭へも問合せや訪問の際は工場見学を一層PRする。